

2023年7月1日

社会福祉法人 富福社会 一般事業主行動計画

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。
次世代育成支援対策法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、一般事業主は行動計画の策定等が求められているものです。

当法人では、これまでも育児休業の取得、職場復帰の充実などを通じて、子どもを育成しようとする職員に対する支援や職場の環境整備に取り組んできました。

さらに職員が、仕事と子育ての両立させることができ、働きやすい環境をつくることにより、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1.計画期間

2023年7月1日～2026年6月30日

2.内容



目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉-----

2023年7月～

社内規程の周知を行うとともに、対象者に対し個別面談を実施して制度の理解を深めてもらう。

目標2:育児休業中の職員が職場に復帰するにあたり、職業能力の低下を防止し復帰がスムーズになるよう情報提供を行う。

〈対策〉-----

2023年7月～

休業中の職員に対して、園だより・クラスだよりなど園が発行するたよりを定期的に送付する。

目標3:子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施、若年者に対するインターンシップ等就業体験機会の提供

〈対策〉-----

2023年7月～

- ・地域における子どもの健全な育成のための活動の実践・活動に対する支援等
- ・積極的なインターンシップ受け入れ(就業体験の提供)を通じた、若年者へ職業訓練機会の提供